徳島県告示第七百六十七号

保安林に指定する予定の通知を受けたので、 ように告示する。 農林水産大臣から森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定による 同法第三十条の規定により、 その内容を次の

令和三年十二月十日

徳島県知事 飯泉 嘉門

| 保安林予定森林の所在場所

阿波市市場町日開谷字為後四五三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

一 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る市
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

林整備課及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森